

5. 免 税 点

資 産 割 仙台市内のすべての事業所等の事業所床面積の合計が1,000㎡以下の場合には課税になりません。

従業者割 仙台市内のすべての事業所等の従業者数の合計が100人以下の場合には課税になりません。

なお、免税点の判定は資産割及び従業者割のそれぞれについて行います。(法701の43①)

(1) 免税点の判定の注意点

免税点の判定にあたっては、次の点に注意してください。

- ① 非課税規定の適用に係る事業所床面積は除かれます。
- ② 障害者及び65歳以上（P. 22を参照してください。）の者並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除かれます。
- ③ 短時間勤務のパートタイマー（P. 26を参照してください。）は従業者数には含まれません。（ただし、給与総額には含まれます。）
- ④ 納付税額は資産割と従業者割の合算額となります。

資 産 割	従業者割	納 付 税 額
免税点超	免税点超	資産割額＋従業者割額
免税点超	免税点以下	資産割額のみ
免税点以下	免税点超	従業者割額のみ
免税点以下	免税点以下	な し

- ⑤ 特殊な勤務形態の従業者についての従業者割の取扱いについてはP. 25を参照してください。

(2) 免税点の判定日

免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。(法701の43③)

したがって、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積及び従業者数は、免税点判定の基礎には含まれません。（事業所床面積又は従業者数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額も課税標準に含まれます。）

(3) 共同事業の免税点判定（みなし共同事業を除く）

当該共同事業に係る各共同事業者に係る免税点判定は、次の算式によって算出される事業所床面積又は従業者数により行います。なお、当該共同事業者の1人が他に単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所等に係る事業所床面積又は従業者数との合算で行われます。（令56の75①）

$$\left[\begin{array}{l} \text{共同事業に係る事業所等の} \\ \text{事業所床面積又は従業者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{損益分配の割合} \\ \left(\begin{array}{l} \text{損益分配の割合が定められていない} \\ \text{場合は出資の価額に応じる割合} \end{array} \right) \end{array} \right]$$

(4) みなし共同事業の場合の免税点判定（P. 35を参照してください。）

特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、これらの者には連帯納税義務が課されます。

なお、この場合特殊関係者を有する者の免税点の判定は、その者の本来の事業と合算して行うこととなりますが、課税標準の算定においては合算されません。

（法701の32②、法10の2①、令56の51②、令56の75②）

(5) 企業組合又は協業組合の免税点の特例

企業組合又は協業組合（以下「企業組合等」といいます。）の各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となった際その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主催者として企業組合等の事業に従事しているもの又はこれに準じる一定の事業所等に該当するものについては、それぞれの事業所ごとに免税点を判定します。

(6) 従業者の数に著しい変動がある事業所等の従業者数の算定

市内の各事業所等のうち、課税標準の算定期間を通じて従業者数の変動が著しく、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、次の算式により求めた数を当該事業所等に係る算定期間の末日現在の従業者数とみなします。（法701の43④）

$$\left[\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の末日} \\ \text{現在の従業者数} \end{array} \right] = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間に属する各月の} \\ \text{末日現在における従業者の数の合計} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の月数} \end{array} \right]}$$

（注）ここにいう事業所等には、当該課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等は含まれません。

問11. 免税点の考え方

免税点は、基礎控除と考えてよいですか。

答 事業所税における免税点の制度は、中小事業者の負担を排除するために設けられており、基礎控除の制度ではありません。したがって、例えば課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合は、資産割の免税点を超えることとなりますが、この場合その超えた部分のみではなく、全体の1,500㎡が課税対象となります。

問12. 事業年度中途において用途変更された事業所用家屋の免税点判定

当初課税の対象とされない事業所等であったものが、事業年度の中途において事業所用家屋の用途が変更されたこと等により、課税標準の算定期間の末日においては課税の対象となる事業所等となった場合の免税点の判定はどのようになりますか。

答 当該課税標準の算定期間の末日における事業所床面積及び従業者数によって免税点の判定を行います。なお、従業者割の課税標準については、課税標準の算定期間のうち課税の対象となる事業所等に係る期間に支払われた従業者給与総額をもって課税標準とします。

問13. 課税標準の算定期間が12月に満たない場合の資産割の免税点判定

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が12月に満たない場合には月数に応じて計算しますが、免税点の判定も同様の計算結果により判定することになりますか。

答 資産割の免税点の判定は、月数に応じた計算結果によらず課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

問14. 事業を休止している場合の免税点判定

事業を休止している場合（例えば工場の一部休止）の休止部分に係る床面積は、免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれますか。

答 事業所床面積のうち、休止部分に係る床面積についても免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含めます。なお、当該部分が以下の条件を満たす場合には課税標準となる事業所床面積から当該部分の床面積を除くことができます。

詳しくは担当課までご相談ください。

- (1) 算定期間の末日以前継続して6カ月以上休止していること。
- (2) 当該部分の床面積が明確に区画されていること。
- (3) 当該部分に備品等が全くなく、空室状態にあること。
- (4) 維持補修が行われており、いつでも使用できるようないわゆる遊休施設でないこと。

6. 特殊関係者に係るみなし共同事業の特例（法701の32②）

事業所税では税負担の均衡などから、みなし共同事業に係る特例が設けられています。これは特殊関係者を有する者の事業所等と、その特殊関係者の事業所等が同一家屋に存する場合など、特別の事情がある場合には、そこで行われている特殊関係者の事業を、特殊関係者を有する者との共同事業とみなすことになっています。

(1) みなし共同事業に係る特例が適用される場合

特殊関係者の行う事業が特殊関係者を有する者又はその者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等の存する家屋で行われている場合（同一家屋内に事業所等が存する場合）に適用されます。

(2) 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、次に掲げるものをいいます。

(令56の21)

①	特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」といいます。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
②	①に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
③	①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
④	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①、②に掲げる者を除く。）及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人
⑤	判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人
⑥	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
⑦	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

(注1) 同族会社とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。

(注2) あなた又は貴社を判定の基礎として同族会社に該当するかどうかということについては、法人税法の同族会社の判定と同じ方法で当該会社の株主グループ（1の株主及びその者と特殊の関係のある者として法人税法施行令第4条に規定された個人、法人をいいます。）につき、その持株割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第1順位の株主グループ、第2順位の株主グループ及び第3順位の株主グループまでの持株割合を順次加算していき、これらのグループの持株割合がはじめて50%を超えるまでの株主グループにあなた又は貴社が属しているかどうかで判定してください。

なお、上記の「株式数等による判定」のほか、「議決権の数」又は「社員の数」により同族会社に該当する場合があります。

(注3) 特殊関係者を有する者であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。(令56の21⑤)

(3) みなし共同事業の場合の免税点判定

特殊関係者を有することにより、共同事業とみなされる事業がある場合における免税点の判定方法は、次のとおりです。 (令56の75②)

特殊関係者を有する者の免税点の判定については、共同事業とみなされた事業はそのすべてを自己が単独で行うものとして取扱われ、当該みなされた事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己が単独で行う他の事業所床面積又は従業者数との合算で行われます。

(4) みなし共同事業の場合の課税標準の算定方法

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準を算定する上では、それぞれの者の事業所床面積又は従業者給与総額だけが課税標準の対象となり通常の場合と同じこととなります。 (令56の51②)

(5) みなし共同事業に係る事業所税の連帯納税義務

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業所税については、特殊関係者を有する者と当該特殊関係者が連帯納税義務を負います。

(6) みなし共同事業がある場合の申告手続

みなし共同事業に係る分の事業所税については、前述のとおり免税点の判定について特別な扱いがなされることから、特殊関係者の事業所床面積、従業者数、非課税施設などの内訳を記載した「特殊関係者を有する場合のみなし共同事業に関する調査書」を事業所税の申告書に添付して申告してください。

(7) その他

みなし共同事業に該当する場合であっても、前各項で述べた事項以外の部分の事業所税の取扱いは、一般の場合と同じです。

